

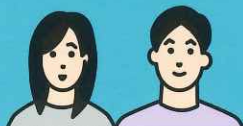
ハラスメントや嫌がらせを見聞きしたら…

被害者を加害者から離すようにしましょう。
(授業や会議を中断する、休憩を入れる、遠いところに座らせるなど)

加害者に注意をするか、被害者に相談を勧めましょう。

加害者や被害者に直接言いづらい場合は、相談員へ知らせてください。

友だちから相談された内容や見聞きしたことは、むやみに周囲へ話さないようにしましょう。



ハラスメントの加害者にならないために

相手を傷つける意図がなくても、あなたの言動が相手やそれを見聞きした人を傷つけてしまう場合があります。

これくらいは許されるだろうと決めつけないでください。

相手に拒否された、又は嫌がられていると気づいたときは同じ言動を繰り返さないでください。
ただし、「拒否されていない=合意である」とは限りません。

一人で悩まない
見て見ぬふりをしない
ハラスメントのないキャンパスへ

お問合せ先

学 生 学生支援課

名古屋 052-835-7163

豊 田 0565-46-1230

教職員 人 事 部

052-835-7130

中京大学

キャンパス・ハラスメント防止委員会

STOP! 
Campus Harassment!!
ひとりで悩んで
いませんか?

2024. 4



CHUKYO UNIVERSITY



こんな経験は ありませんか？



住んでいる場所や
恋人がいるかなど、
プライベートについて
しつこく質問された

断っているのに
何度も
食事に
誘われた

「男らしくない」
「女らしくない」
などと言われた

毎日30分以上
説教をされたり
立たされたりする

LINEやSNSの
DMなどが
しつこく
送られてきた

先生が
自分以外の学生の
悪口を
言っているのを
聞いた

「うちのゼミは
アルバイト禁止」
などと言われた

相手の言う通りに
しなかったことで
機嫌が悪くなったり、
成績や評価を
下げられたりした

「もう辞めてしまえ、
給料泥棒だ」
などと言われた



「ハラスメントではないかも…」と思っても、まずは相談に行きましょう。
誰かに話すことで、自分の考えが整理できたり、気持ちが落ち着いたりすることもあります。

ゼミや友だち
グループなどから
仲間はずれに
された

仲間内の旅行や
飲み会を強制されたり、
断りづらくなるような
ことを言われたりした

先輩や先生から
一方的に厳しく
叱りつけられた、
暴言・暴力を受けた

「〇〇のくせに
何偉そうなことを
言っているんだ」
などと暴言を
浴びせられた

「〇〇さんは
付き合いが
悪いなあ」と
言われた

SNSに
自分の悪口が
書かれていた

ハラスメント防止ガイドラインより

1 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する性的な言動を行い、これによって相手が不利益や損害（精神的な内容を含む）を被ること、又は学業や職務に支障が生じることをいいます。

2 パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメントとは、職場において優越的な立場にある者の言動が、業務上必要かつ相当な範囲を超えたことによって、相手の就労環境が害されることをいいます。

3 その他のハラスメント

上記以外で、優位的な立場や関係がある場合に限らず、相手の意に反する不適切もしくは不当な言動を行い、これによって相手が不利益や損害を被ること、又は学業や職務に支障が生じることをいいます。

ガイドラインの対象

中京大学・梅村学園で学ぶ、働く全ての人が対象者です。
※取引関係のある業者も含む

ハラスメントや嫌がらせをされたら…

- ひとりで悩まず、相談員へ相談しましょう。
- 自分を責めないでください。
- 被害の記録を取りましょう。
(自筆のメモ・相手からのメール・発言の録音など)
- 勇気を持って拒否、否定しましょう。
それによって相手の言動が悪化した場合はすぐに相談員へ相談しましょう。



キャンパス・ハラスメント相談窓口

ハラスメント相談員(学内・学外)への相談申込み方法は、
以下のホームページからご確認ください。
相談員は秘密を厳守しますので、安心してご相談ください。

<http://www.chukyo-u.ac.jp/support/harassment/h1.html>



学外の相談窓口が新設されました。

※学外相談員は、ご相談いただいた内容を相談者の許可なく中京大学へ報告することはありません。お気軽にご相談ください。

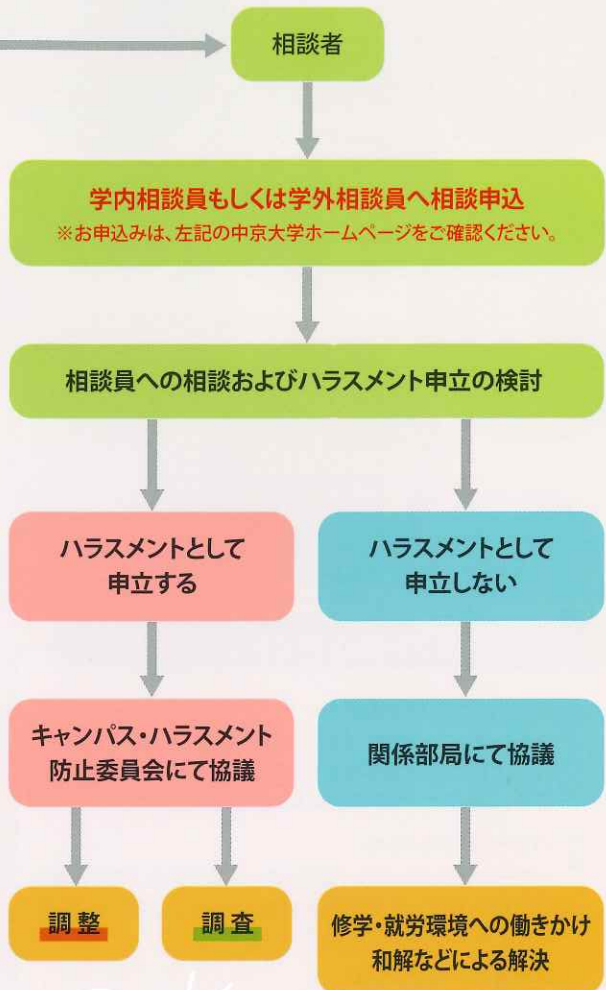
以下の場合、相談者の許可を得たうえで内容を中京大学へ報告いたします。

- ☐ 早期解決したい場合
- ☐ ハラスメントとして申し立たい場合

※相談内容がハラスメントに当たるかどうかを、ハラスメント相談員が判断することはありません。

ハラスメントとして申し立する意思がある相談者には、申し立の方法をお知らせいたします。

● 相談から解決までの流れ



調整 当事者の主張を公平に聞き、双方が納得いく解決を図ります。

調査 ハラスメントの認否についてキャンパス・ハラスメント防止委員会
で審議を行い、結果を当事者に報告したうえで、関係部局などと連
携して厳正な措置による解決を図ります。